

2 教職員の研修の強化と資質向上

(1) 総合教育センターの設置

〔施策設定の理由〕

驚異的な科学の進歩とともに、産業を中心として発展する社会に即応する教育の高度化をせまられている今日的課題解決のために、県総合教育センターを設置する。

ことに、他県に劣らぬ県民の資質と本県独特の資源が、自然的、経済的、文化的な条件によって規制されているわが県にとって、総合教育センターは

- ア 教育の近代化への原理研究
- イ 科学技術教育の探究による産業、生活文化の高度化
- ウ 創造性をたかめるための教育内容、方法の改善
- エ 教育行政、社会教育などの研究調査

などの中心的機能をはたす人材育成と研修の場として、欠くことのできない施策である。

〔施策の目標〕

総合教育センターは、県が「地方教育行政の組織と運営に関する法律 第30条」に基づく教育機関として設置するものであり、その機能を充分に発揮できるようにするため、つぎの目標をかかげる。

- ア 教職員の資質向上をはかるため、教職員の現職教育、教育研究団体の研究活動の助成をおこない、本県教育振興の場にふさわしいものとする。
- イ 教育の近代化、現代化に応ずる基礎的、原理的研究をすすめ、本県教育の基本的方向をとらえ、教育内容、方法の改善にやくだつためにじゅうぶんな施設とする。
- ウ 科学技術教育の理論的、実際的研究ができ、理科教育の振興と県民の生活文化向上に資する機能がはたせるようにする。
- エ 産業教育の基礎的研修ならびに、農、工、商業科等の研究がじゅうぶんでき、本県産業の高度化を推進する施設とする。
- オ 豊かな人間性と創造性を育成するための芸術的内容、方法等について研修が容易であり、道義的、意欲的で人間性にみちた県民養成の場とする。
- カ 教育行政、社会教育等の研究機関を設け、幅の広い基盤の上にたちながら、本県教育の飛躍的進展にやくだつ施設とする。